

平成26年度 京都府がん対策推進府民会議 たばこ対策部会 開催結果

1 日 時

平成27年3月6日（金曜） 14時30分～16時

2 場 所

ルビノ京都堀川 加茂の間

3 出席者（順不同・敬称略）

渡邊 能行 京都府立医科大学大学院教授

葉山 義則 京都府歯科医師会理事

茂籠 哲 京都府薬剤師会専務理事

安田 雄司 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会理事長

藤本 修一 京都労働局労働基準部健康安全課地方労働衛生専門官

山内美代子 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課健康増進課長補佐

前田 昌一 与謝野町保健課長

松谷 健司 京都府中学校長会（亀岡市立別院中学校校長）

植松 光隆 京都府商工会連合会事務局長兼総務部長

※京都府医師会、京都府商工会議所連合会、京都府生活衛生営業指導センター、
京都府飲食業生活衛生同業組合、京丹後市は欠席

- ・参考人：京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会 事務局 南部 和久
- ・傍聴者1名

概 要

1. 報告協議事項

京都府がん対策推進計画に基き、今年度のたばこ対策の取組状況について事務局から各項目を説明するとともに、今後の取組について、意見交換を行った。

- (1) 取組状況について
- (2) 受動喫煙防止対策について
- (3) 防煙（未成年者の喫煙防止）について
- (4) 禁煙支援について

2. 主な意見・報告事項等

(1) 取組状況について

[委員意見]

たばこ対策に係る京都府及び京都市の予算措置状況はどうか。

[京都府]

受動喫煙防止対策事業、生命のがん教育推進事業（一部）他を計上

[京都府]

保健センターの活動事業として、妊婦向けリーフレットの配布、禁煙相談

等実施の他中学校における防煙教育事業を委託。

[委員意見]

がん教育事業の一環として防煙教育を実施とのことだが、たばこ対策＝がん対策でなく、生活習慣病も含め、健康全般に関わる位置づけであるとの認識のもと、たばこ対策を進められたい。

(2) 受動喫煙防止対策について

[委員意見]

- ・ 京都禁煙推進研究会では、昨年、高台寺で世界禁煙デーイベントを実施、今年も引き続き実施予定。また、食を取りまく状況をテーマに「たばこフリーフォーラム」を開催。
- ・ 昨年、事業者連絡協議会が配付したステッカーについて、貼付店舗数及び内容の内訳を把握いただきたい。ステッカーの趣旨の説明がなく貼付を勧められて、困っている店舗からの相談があったが、本来、受動喫煙防止憲章とステッカー貼付の趣旨を伝えることが重要。

[事務局]

事業者連絡協議会に委託した事業は「受動喫煙防止憲章」すすめ隊による憲章の普及を図るための事業であり、本事業においては、憲章の趣旨を説明した上で、ステッカーを配付した。

[委員意見]

- ・ 受動喫煙防止対策については、成果が上がるよう、様々なアプローチを図られたい。

(3) 防煙（未成年者の喫煙防止）について

[委員意見]

- ・ 大学においては、防煙教育に併せ、ドラッグ、飲酒の教育も必要。
- ・ たばこ対策には、防煙教育が大変重要であり、地域の人的資源の協力も得て、草の根的な地域の力で進めていってもらいたい。

(4) 禁煙支援について

[委員意見]

- ・ がん診療拠点病院における禁煙治療について、100%実施となるよう、引き続き、働きかけられたい。
- ・ 禁煙治療を実施するには、禁煙指導できる医師、薬剤師が必要であり、京都禁煙推進研究会では、病院及び診療所向けに禁煙指導者講習会を実施。チーム医療の体制が整えば効率的に禁煙治療が実施できる。
- ・ 医師会たばこ対策委員会では紙芝居型のたばこ関連クイズ形式の冊子を作成、医療機関、薬局に配布。
- ・ 薬剤師会において、禁煙支援薬局認定制度を導入。府内 900 薬局のうち、300 薬局の認定を目指しており、26 年度は 70 薬局を認定した。禁煙支援薬局において、禁煙外来を受診せず、薬局の一般用医薬品のみで禁煙に取り組みされた 10 名のうち、8 名が禁煙に成功。

- ・京都市内の路上喫煙禁止区間については、禁煙エリアを拡大し、指導員による監視に取り組んでいるが、外国人観光客への対応に苦慮していると聞いている。日本はたばこを吸いやすいという印象を持っているようだ。

[事務局]

- ・禁煙支援について、関係団体やいろんな団体がそれぞれの部署において連携して、支援体制を作り上げていきたい。

[委員意見]

- ・東京の飲食店ではほとんど禁煙となっている。マーケティング手法として、「健康」という観点以外に、「たばこの煙で味が落ちる」、「料理を楽しむため」という観点から、禁煙の飲食店が普及している。
- ・禁煙にした飲食店ではファミリー層の客が増え、売り上げが伸びたという統計もある。
- ・労働安全衛生法が改正され、平成 27 年 6 月から施行される。「室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務とされる。」となる。

[部会長まとめ]

- ・各委員の方々にもそれぞれの部署において取組を進めていただくとともに、特に各団体との調整の役割については行政にお願いしたい。